

○第265回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（非公開）

日時：令和5年7月31日（金） 9：30～11：57

議事概要

（1）動物用医薬品（ケトプロフェン）に係る食品健康影響評価について

審議の結果、ケトプロフェンの許容一日摂取量（ADI）を0.00065 mg/kg 体重/日とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

（2）動物用医薬品（ツラスロマイシン及びケトプロフェンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンKP））に係る食品健康影響評価について

審議の結果、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

（3）動物用医薬品（フェノキシエタノール）に係る食品健康影響評価について

審議の結果、継続審議となった。

* ケトプロフェン：

非ステロイド性抗炎症薬で、海外及び日本において動物用医薬品として承認されています。

* ツラスロマイシン及びケトプロフェンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンKP）：

牛の発熱を伴う細菌性肺炎の治療を目的とした動物用医薬品です。

* フェノキシエタノール：

海外及び日本において医薬品及び化粧品類の防腐剤や保存剤として古くから幅広く使用されており、魚類に対して麻酔作用を示す化合物です。